

三井物産環境基金  
2011年度 一般助成  
研究助成 募集要項

2011年10月  
三井物産株式会社

## 目 次

はじめに.....	1
1. 応募資格 .....	2
2. 助成対象 .....	2
2.1 研究領域 .....	2
2.2 研究課題 .....	3
2.3 対象地域 .....	3
2.4 評価基準 .....	4
2.5 非対象研究.....	4
3. 助成期間 .....	5
4. 助成金額と使途 .....	5
4.1 1 件あたりの助成金額.....	5
4.2 助成金の使途.....	5
4.3 助成の対象とならない費用.....	5
4.4 自己資金比率.....	6
4.5 助成金支払い時期.....	6
5. 報告の義務.....	6
5.1 進捗報告 .....	6
5.2 会計報告 .....	6
5.3 最終報告 .....	6
5.4 現地訪問 .....	6
6. その他条件 .....	7
6.1 助成契約の締結 .....	7
6.2 成果の公表 .....	7
6.3 助成を受ける団体の成果等の公表.....	7
7. 選定方法 .....	7
7.1 選定プロセス.....	7
7.2 選定結果の通知・開示 .....	7
8. 応募手続き .....	8
8.1 応募締切 .....	8
8.2 申請書類 .....	8
8.3 申請書類に関する注意事項.....	9
8.4 申請書類の提出先 .....	9
8.5 お問い合わせ先 .....	9
8.6 個人情報の取り扱い.....	9

## はじめに

当社は、2005年度より、環境分野における助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げ、地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献する様々な案件を支援してきました。2007年度からは助成プログラムをさらに拡充するため、従来からの実践的な環境貢献活動を対象とした「活動助成」に加え、「研究助成」を新たに設け、2つの枠組みで募集を行っています。「研究助成」には2007年度から2010年度まで全部で979件という多数のご応募を頂き、このうち86件の研究に対し13億2,200万円の助成を決定しています。

研究助成の選定に当たっては、従来以上に、“学際・総合性”の視点を重視しつつ、引き続き、当該研究が地球環境問題の解決や持続可能な社会の実現に高く貢献すること(“社会への高い貢献性”)、さらに、当該研究の成果が社会に広く伝わること(“成果の社会への発信性”)に配慮しています。

「2011年度 研究助成」に、日頃、様々な研究に取り組んでいらっしゃる皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

### 「三井物産環境基金」立ち上げ経緯

当社は、2005年7月1日、当社自身が実施する助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げました。その経緯と趣旨は以下の通りです。

当社は2004年8月「経営理念」を発表し、「CSR基本方針」、「環境方針」、「社会貢献活動方針」など一連のガイドラインを策定・改訂するとともに、同年10月には「国連グローバル・コンパクト」の支持を宣言致しました。これらは社員一人ひとりが常に経営理念を心に留め、積極的に「良い仕事」を積み重ねていくことにより、しっかりと社会的責任を果たし企業価値を高めていくという決意を表明したものです。地球環境問題への対応に就きましても、最重要経営課題の一つと位置づけ、本業を通じた環境への取組みを推進して参りました。

こうした中、2004年11月に判明しましたディーゼル粒子状物質減少装置(DPF)問題は、お客様や社会の皆様にご迷惑をお掛けすることとなり、これを深く反省するとともに、当社の環境への意識や対応において更に改善していかなければならない点が多々あることを認識致しました。当社は、役職員の意識啓発を含めさまざまな対応策を検討、実施しつつあります。

本基金は、地球環境問題の解決に向けた社内外のさまざまな活動を支援・促進することにより、大切な地球と、そこに住む人びとの夢溢れる未来作りに貢献し、経済と環境の調和を目指す「持続可能な発展」を実現することを目的とし、助成案件の募集・選定のほか、当社役職員の助成団体の活動への参加促進など、さまざまな活動を展開しています。

## 1. 応募資格

日本国内に拠点をもち、かつ、研究実績を3年以上持つ、下記 ~ のいずれかの団体に所属する個人、グループ等を対象とします。

- 大学、高等専門学校（ 1 ）
- 公的研究機関（ 2 ）
- 公益法人（ 3 ）
- 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- 上記 ~ の協働グループ

なお、申請は、申請代表者が所属する団体からとし、当該団体の上長（契約権限を有する方、例えば、大学の場合は学部長、学長等、公益法人・NPO 法人等の場合は理事長等）の承諾を得ていることを条件とします。また、大学、公的研究機関に関しては、申請代表者は、当該団体に所属する職員の方とします。

- 1 今回より、高等専門学校も応募資格対象とします。
- 2 公的研究機関とは、独立行政法人、地方独立行政法人、自治体の研究機関を指します。
- 3 公益法人とは、2008 年の公益法人制度改革後の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、及び特例民法法人を指します。

## 2. 助成対象

### 2.1 研究領域

研究助成については、“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を3つの基本的な領域として設定し、このうち、“学際・総合／政策研究”であることは必須条件とし、同領域あるいは同領域を含む複数に合致するものを対象とします。

また、単なる観察型研究ではなく、「問題解決型研究」として社会に貢献する研究であり、具体的な提言を含むことを必須とします。

本基金における環境研究の捉え方、及び助成研究設定の基本的な視点等については、次ページ「案件選定委員からのメッセージ」をご参照ください。

- |  |
|--|
| <p>A. “<b>学際・総合／政策研究</b>”：特定の専門分野内に留まらず、地球環境問題の解決に向けて複数の分野にまたがる包括的な視点等を有している研究、乃至は、その成果が効果的な政策、制度設計等へ貢献すると考えられる研究。</p> <p>B. “<b>国際共同研究</b>”：海外研究機関等と共同の研究体制を形成し、国際的な地球環境問題の解決に貢献すると考えられる研究。</p> <p>C. “<b>未来指向研究</b>”：過去の解釈、分析等に留まらず、地球環境問題の解決に向け、中長期的視野で目指すべき将来の方向、姿、乃至はその実現に向けての戦略、シナリオ等を提示し得ると考えられる研究。</p> |
|--|

### <案件選定委員からのメッセージ>

#### 本基金における環境研究の捉え方、および助成研究選定の基本的な視点等について

環境問題は人間活動の影響が地球の能力の限界を超えることで生じるものであり、この両側面の定量的研究と相互作用の分析が問題解決の第一歩であります。単なる観察型の研究を行うことだけではなく、問題解決に資する成果を出すことによって、社会に貢献することが求められる研究分野でもあります。本基金として支援の対象として優先したい“環境研究”とは、明確に問題解決型研究として位置づけられるもので、具体的な提言を含むものであります。

本基金では、“学際・総合/政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を3つの基本的な領域として設定していますが、環境研究においては、環境問題が持つ複雑、複合的課題に対応した総合的な視野・視点を持ち、自然科学・社会科学の双方に係る要素の解析を行い、最適と思われる解を導くような“学際のかつ総合的な研究”であることが必須であると考えます。こうした研究に取り組むには、細分化された専門的組織、あるいは、単一の機関に所属するメンバーのみで構成された研究組織では不十分で、オールジャパン的視野で選抜されたハイレベルな人的構成による研究体制をもつことが必要であると考えます。加えて、環境問題の個別性、地域性を踏まえた上で、現実根ざした着眼点があるかどうかにも着目したいと考えます。

レベルの高い問題解決型の環境研究の提案を期待します。

## 2.2 研究課題

具体的な研究課題としては、申請者が主体的に取り組む地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献するものとして、下記に示す問題の解決に係るものとしします。(必ずしも下記の全ての課題の案件が選定されるとは限りません。)

- A . 地球気候変動問題
- B . 水産資源の保護・食料確保
- C . 表土の保全・森林の保護
- D . エネルギー問題
- E . 水資源の保全
- F . 生物多様性及び生態系の保全
- G . 持続可能な社会の構築

## 2.3 対象地域

研究を実施する地域は、日本国内、及び海外いずれも対象とします。

## 2.4 評価基準

以下の基準に基づき評価・選定を行います。

本基金の目指す領域(“学際・総合/政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”)及び方向性(“問題解決型研究”で具体的な提言を含むもの)への適合(必須条件)

- “学際・総合/政策研究”、“問題解決型研究”であることが必須条件。

研究テーマ設定の妥当性、有効性

- 研究テーマ設定の妥当性、有効性について評価します。
- 社会への高い貢献につながる地球環境問題(2.2で示した7つの研究課題が対象)の抜本的な解決に向け、適切、効果的な研究テーマの設定がなされているか否かを評価します。

研究の実効性

- 事業計画、手法等の観点から、着実、かつ実効性ある研究の遂行が期待されること。

予算設計の妥当性

- 研究の遂行上、適切、的確な予算計上がなされていること。

案件推進能力

- 実施主体が当該研究の遂行に十分な能力を持つと考えられること。

関連実績

- 関連する研究実績について評価します。申請テーマ等に関する研究論文、メンバーの方々の略歴等から、実績の有無、質の観点で評価します。
- 但し、新たな取り組みやチャレンジ等を妨げるものではありませんので、そうした方向を志向している申請の場合には、(研究の実効性)の補完的な項目として評価を行います。

社会への発信

- 研究計画の中に、社会への発信の仕組みが組み込まれていることを歓迎します。

## 2.5 非対象研究

下記のような研究は、対象外とします。

営利(特許取得、商品開発等)を目的とした研究

政治的・宗教的な活動を目的とした研究

他機関から、本基金の申請額を上回る助成を受けている、あるいは受ける予定のある研究

他機関からの委託研究

他の団体等への委託等が大半を占める研究

既成の研究機器の購入のみを目的とする研究

研究装置の製作のみを目的とする研究

既に本基金から助成を受けている研究

特定の事業者や個人の利益に寄与すると見なされる研究

### 3. 助成期間

2012年4月より3年以内とし、この期間を対象として1年単位で助成契約を締結致します。

### 4. 助成金額と使途

#### 4.1 1件あたりの助成金額

1案件あたりの助成金額の上限は設定しません。但し、当該案件を効率的に実施するために必要な金額の範囲内とします。

#### 4.2 助成金の使途

以下の費用を助成の対象とします。

人件費（下記4.3参照）	旅費・交通費・宿泊費
機械・物品購入費	業務委託費
借料・会議費・通信費・印刷費	その他

なお、上記に関連した留意点は、下記～のとおりです。

#### 業務委託費（第三者への委託）

当該研究の一部を第三者に委託する場合は、申請書の「実施体制」の欄に具体的な委託内容も含め明記してください。当該個所に記載なく新たに発生した第三者への委託は、改めて当社の承認を得る必要があります。

業務委託費の1件当たりの金額が年間100万円を超える場合は、会計報告の際に、業務委託費の内訳が分かる資料を提出して頂きます。

#### 費目の内訳の記載

「消耗品」「事務用品」は、助成が決定した際に、内訳を明記していただきます。

#### 一般管理費

一般管理費については、組織運営、会計処理上等の理由により計上せざるを得ない場合には、年間予算総額の10%を上限として申請して下さい。（「その他」の費目に記載してください。）

#### 4.3 助成の対象とならない費用

申請団体が大学、高等専門学校もしくは公的研究機関の場合、当該団体に所属する常勤職員の人件費は助成対象外とします。但し、アルバイト、ポストドクター等の人件費は助成の対象とします。

その他の団体は、常勤・非常勤を問わず、申請案件に関わる人件費（事務局人件費を含む）を、助成の対象とします。なお、公益法人であっても、行政の外郭団体等については、人件費は助成対象外とします。

また、申請団体が大学、高等専門学校もしくは公的研究機関の場合、本研究以外の使用が主と考えられる汎用的な機器・物品の購入費は助成の対象外となります。(そのような機器・物品を計上・購入された場合、事務局の判断で削除をお願いする場合があります。)

#### 4.4 自己資金比率

申請団体が、特定非営利活動法人(NPO法人)及び公益法人の場合、案件の総支出額に占める自己資金の比率が20%以上であるものを対象とします。

申請団体が大学、高等専門学校、公的研究機関等、上記以外の法人の場合は、当該団体に所属する常勤職員の人件費を助成の対象外とすることから、自己資金は不要です。

なお、自己資金とは、自主事業の収入、会費・寄付金、他の助成金・補助金等とします。但し、助成金・補助金については、本基金の申請時点で取得が確定しているもののみとします(申請段階であり取得が確定でないものや、金額が確定していないものは不可)。

#### 4.5 助成金支払い時期

6.1に記載する助成契約締結後、初年度分(助成開始時期から2013年3月まで)の助成金を支払います。

複数年に亘る案件については、2年度以降の助成金を各年度の4月末日までに支払います。

### 5. 報告の義務

#### 5.1 進捗報告

複数年に亘る助成の場合は、2012年10月末日を第1回目として、以降6ヶ月毎に所定の様式で案件の「進捗報告書」を提出して頂きます。助成期間が1年の場合は、進捗報告書を1回提出して頂きます。助成終了時の進捗報告書は5.3に記載の「最終報告書」を以ってこれに代えます。

#### 5.2 会計報告

2012年10月末日を第1回目として、以降6ヶ月毎に所定の様式で案件の「会計報告書」を提出して頂きます。

#### 5.3 最終報告

助成終了後に所定の書式にて「最終報告書」(会計報告を含む)を提出して頂きます。

#### 5.4 現地訪問

助成案件の実施状況および成果確認のため、必要に応じ現地を訪問させて頂く場合があります。



## 6. その他条件

### 6.1 助成契約の締結

助成を受ける団体等は、上記条件を含む助成契約を当社と締結して頂きます（当社所定の契約書にて締結頂きます。）。なお、契約主体は、申請代表者が所属する団体とします。（契約期間は、3. で示したように助成期間全体を対象とします。）

### 6.2 成果の公表

助成案件の成果は三井物産ホームページ等で公表する場合があります。また、本基金の成果発表会や講演会等で発表をお願いする場合があります。

### 6.3 助成を受ける団体の成果等の公表

助成を受けた団体には、当該団体のホームページ、ニュースレター、会報等を通して、助成案件の推進及びその成果を広く社会に発信して頂きます。対外公表する際には、本基金から助成を受けた旨を明示して頂きます。

助成を受けた研究の成果に係る特許や著作権等の知的財産権は、申請者に帰属します。当社がそのような権利を主張することはありません。

## 7. 選定方法

### 7.1 選定プロセス

助成研究の選定は、環境問題を専門とする研究者による1次審査、社外有識者を含む案件選定会議における審査、ならびに当社役職員により構成される案件審議会による総合的判断に基づき決定されます。

なお、申請総額の大きい研究については、上記の選定プロセスに加え、1次審査の通過案件を対象に、プレゼンテーション審査を実施いたします。プレゼンテーション審査の対象案件の申請代表者には、2012年1月末日までに審査時間等の詳細をご連絡いたします。

#### 【プレゼンテーション審査日程】

日 時： 2012年2月15日（水）

場 所： 三井物産株式会社 本社（東京都千代田区大手町1-2-1）

### 7.2 選定結果の通知・開示

最終的な選定結果は、2012年3月中に、申請代表者にご連絡します。

選定された研究は、当社ホームページにて公表します。

なお、今回選定に至らない研究に関しては、次回の再応募を妨げません。

## 8. 応募手続き

### 8.1 応募締切

**2011年11月30日(水)**

消印または宅配便受付印 有効。

直接の持込やバイク便は受付ません。

### 8.2 申請書類

所定の申請書類を用いて提出してください。所定の申請書類は、三井物産ホームページ <http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/contribution/fund/index.html> からダウンロードしてください。

#### 【提出資料】

提出資料及び必要部数	申請団体（申請代表者）		大学 高等専門学校 公的研究機関	公益法人 NPO 法人
申請書類（紙媒体）				
申請書[1] 概要・予算（エクセル）	3部			
申請書[2] 研究内容詳細（ワード）	3部			
アンケート	1部			
申請書[1][2]の電子ファイル	1部			
団体の定款・寄付行為またはこれに相当する規約、 団体パンフレット	2部	不要		
役員会など、団体の意思決定機関の名簿	2部	不要		
財務関連書類 3年分 決算書類、事業報告書、またはこれに相当する書類。 法人格取得から3年未満の団体は、提出できる範囲で可。 但し、3年間の活動実績を裏付ける資料をご提出下さい。	2部	不要		
送り状	1部			

注) 申請書類（紙媒体）

A4片面・白黒印刷の上、申請書[1][2]をひとまとめにし、3部（原本及び写し2部）提出してください。1部ずつクリップ等を使用してまとめ、ホチキスどめはしないで下さい。

注) 申請書[1][2]の電子ファイル

上記の申請書[1]、[2]を、CD-R等の電子記憶媒体に保存し、同封してください。内容は必ず紙媒体と同一としてください。但し、電子ファイル版申請書への捺印は不要です。

申請書[1] 概要・予算はエクセルファイル、申請書[2] 研究内容詳細はワードファイルのまま保存してください。PDFファイル等への変換はしないでください。なお、Office2007以降で作成された場合は、Office2003以下のバージョンで保存してください。

### 8.3 申請書類に関する注意事項

申請書類は書面で郵送あるいは宅配便による提出のみ受け付けます。(電子メールでの送付、バイク便や直接の持ち込みは受け付けません。)

申請書は片面印刷としてください。クリップ等を使用し、ホチキスどめはしないでください。また、白黒でも認識できるようにしてください。申請書以外の書類は、その限りではありません

提出いただいた申請書類は返却いたしません。また、提出いただいた申請書の差し替えはできません。

必要に応じて、団体概要を示す資料などの提出をお願いする場合があります。

申請書の不足や記入漏れ等の不備がある場合は、申請を受け付けない場合があります。

締切日以降の受付は、一切いたしません。

### 8.4 申請書類の提出先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1  
三井物産株式会社 環境・社会貢献部  
環境基金「一般助成(研究)」係

### 8.5 お問い合わせ先

電話 : 03-6705-6153  
メール : 11MEF-KenkyuTKVCF@mitsui.com

### 8.6 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申請者から提供いただいた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

#### 個人情報の利用目的

申請者から当社に提供いただいた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的で利用いたします。

- 助成審査・選定、及び助成実施のため
- セミナー、交流会など当社主催のイベントへのご案内のため
- その他上記業務に関連・付随する業務のため

#### 個人情報の提供

当社は、申請者の同意をいただいた場合又は法令に基づく場合を除き、申請者より提供いただきました個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

#### 個人情報の預託

当社は、上記の利用目的を達成するために、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合があります。当社は、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

#### 提供内容の開示、訂正、及び利用停止等について

申請者から申請者自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・第三者への開示・提供の停止等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。詳細は上記 8.5 三井物産環境基金事務局までお問い合わせください。

以 上